

褒章受章者の選考手続について

〔平成15年5月20日〕
閣議了解

褒章条例（明治14年太政官布告第63号）により表彰される者のうち、毎年の春秋褒章において授与される褒章の受章者の選考は、次の手続によるものとする。

なお、特別の場合において内閣総理大臣が必要と認めるときにはこの限りではない。

- 1 毎年の春秋褒章において授与される褒章は、紅綬、緑綬、黄綬、紫綬及び藍綬の各褒章（褒状を含む。以下「褒章」という。）とする。
- 2 褒章の受章者の予定者数は、毎回おおむね800名とし、春にあつては4月29日に、秋にあつては11月3日に発令するものとする。
- 3 衆議院議長、参議院議長、国立国会図書館長、最高裁判所長官、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、宮内庁長官及び内閣府に置かれる外局の長は、春秋褒章候補者を内閣総理大臣に推薦するものとする。
- 4 3の推薦を行うに当たっては、あらかじめ、文書により内閣府賞勲局に協議するものとする。
- 5 4の協議に関する書類の提出は、春の褒章にあつては前年の11月15日までに、秋の褒章にあつてはその年の5月15日までに行うものとする。ただし、平成15年秋の褒章に係る書類の提出は、平成15年5月30日までに行うものとする。
- 6 内閣総理大臣は、3により推薦された候補者について審査を行い、褒章の授与について閣議の決定を求める。